

至急・重要

薬局開設者・管理者の会員各位

新型コロナウイルス感染症の優先予防接種については、直接京都府に申込むこととなりました。必ず内容をご確認いただき、期日までに漏れのないよう申し込んでください。

一般社団法人 京都府薬剤師会

問い合わせ先：075-414-4786 (京都府健康福祉部薬務課)

3 健 福 第 2 0 号
令和3年1月25日

京都府内の医療従事者の皆様

京都府健康福祉部長
(公 印 省 略)

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

平素は京都府健康福祉行政の推進に格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされたところであり、京都府におきましては、別添1のとおり接種を行うこととしております。

つきましては、別紙様式に医療機関ごとに予防接種希望者を記載いただき、下記のとおり御提出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、2月下旬を目処に、各医療機関あて接種希望者の予診票を郵送させていただきます。その際に接種場所等につきましても併せてお知らせいたします。

記

1 接種対象者

病院・診療所・薬局において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者に頻繁に接する業務を行う医療従事者等

※ 医師、看護師だけでなく、コメディカル、受付、事務、非常勤、派遣、委託業者職員なども含まれます。

2 提出物

別紙「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種希望者一覧」

※様式は、京都府ホームページからもダウンロードが可能です。

(<http://www.pref.kyoto.jp/hofukuki/news/corona-iryokujujisya-vaccine.html>)

3 提出方法・提出先

原則、メールでの回答をお願いします。

京都府健康福祉部ワクチン接種チーム (vaccine2021@pref.kyoto.lg.jp) あて

FAXでお送りいただく場合は、FAX:075-414-4694 までお願いします。

【ご留意点】

- ・件名は「(施設名) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種希望者一覧」としてください。
- ・記載内容の問い合わせに必要なため、メール・FAX本文に、「施設名／メールアドレス (またはFAX番号) /日中に連絡が取れる電話番号」を記載ください。

4 提出期限

令和3年2月5日 (金)

5 医療従事者等の優先接種に向けたスケジュール

日付	内容
1月25日	医療機関等へ接種希望者の照会
2月5日	接種希望者照会締切
2月8日～19日	接種者リスト作成、予診票発行・発送作業 (府が実施)
2月22日～26日	医療機関に随時予診票到着

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

(1) 実施主体等

- 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、医療従事者等以外の者への接種と同様に、市町村が実施主体となり、市町村と予防接種の実施に係る集合契約を締結した医療機関等において実施される。
- また、国が用意するワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）を用いること、住所地外接種に係る接種費用の請求・支払は医療機関等所在地の国民健康保険団体連合会を通じて行うことなど、基本的な枠組みは、医療従事者等以外の者への接種と同様である。

(2) 対象者

○ 医療従事者等の範囲の考え方

医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。

- ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること（注1）

注1：ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意（医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない）。

○ 医療従事者等の具体的な範囲

- ①病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注2）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員。

（対象者に関する留意点）

※診療科、職種は限定しない（歯科も含まれる。）。

※委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

- ②薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）。

（対象者に関する留意点）

※当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。

- ③新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員。

- ④自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者。

(3) 接種場所

- 全国で1500か所の施設に2月末までにディープフリーザーを配置することとしており、その配置先を「基本型接種施設」として当該施設において接種を実施するほか、基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受ける「連携型接種施設」において接種を実施することとする。
- 基本型接種施設及び連携型接種施設の医療従事者等は自施設で接種を受けることとなるが、これらの施設以外の医療機関等の医療従事者等については、医療関係団体や都道府県・市町村を通じて接種場所（基本型接種施設又は連携型接種施設）の確保等を行うこととなる。
- 都道府県、市町村又は医療関係団体が設置する接種会場についても、求められる役割を果たすことができることを前提に、基本型接種施設又は連携型接種施設のいずれかの類型として接種を実施することとなる。

(4) 接種の大まかな流れ

- ・接種予定者に対し、クーポン券付き予診票を発行（基本型・連携型接種施設の医療従事者等については自施設で準備。その他の医療機関等の医療従事者等については医療関係団体、都道府県・市町村等が発行）
- ・接種予定数を踏まえ、基本型接種施設がV-SYSにワクチン必要数を登録
- ・国、都道府県及び医療機関等が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は医療機関等の割り当て量を調整
- ・基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV-SYSで確認。必要に応じて連携型設置施設に連絡
- ・基本型接種施設はワクチンの納入後速やかにディープフリーザーで保管。必要に応じて連携型接種施設に冷蔵でワクチンを移送
- ・基本型・連携型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、自施設の接種予定者に伝達（その他の医療機関等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体に伝達）
- ・接種を実施
- ・基本型・連携型接種施設はV-SYSを通じて接種者数等の報告を行うとともに市区町村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付